

16 社会保険（健康保険・厚生年金保険）

1. 社会保険の適用事業所

全ての法人事業所と、農林水産業など一定の業種を除き常時5人以上の労働者を雇用する個人事業所は強制適用事業所となり、原則としてそこで働く労働者は、被保険者となります。

健康保険・厚生年金保険の強制適用事業所

- ・全ての法人の事業所
- ・製造業、土木建築業、鉱業、電気ガス業、運送業、貨物積卸し業、清掃業、物品販売業、金融保険業、保管賃貸業、媒介斡旋業、集金案内広告業、教育研究調査業、医療保健事業、通信報道業、社会福祉事業を行い、常時5人以上の従業員を使用する事業所

2. 被保険者の範囲

パートタイム労働者にかかる社会保険の被保険者資格の取得基準は、以下のとおりです。

被保険者資格取得の基準

「1週の所定労働時間」及び「1月の所定労働日数」が、同一の事業所に使用される通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数の4分の3以上（以下「4分の3基準」という。）であること。

また、上記の4分の3基準を満たさない場合であっても、以下の①から⑤までの5つの要件（以下、「5要件」という。）すべてを満たすパートタイム労働者については、社会保険の被保険者となります。

- ① 1週の所定労働時間が、20時間以上であること。
- ② 雇用期間が継続して1年以上見込まれること。
- ③ 月額賃金が8.8万円以上であること。
- ④ 学生でないこと。
- ⑤ 常時501人以上（※）の被保険者を使用する企業（特定適用事業所）に勤めていること。

※同一事業主の適用事業所の厚生年金保険の被保険者数の合計が、1年で6か月以上、500人を超えることが見込まれる場合を指します。

また、被保険者数が500人以下の事業所であっても、(ア) 労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所、(イ) 地方公共団体に属する事業所については、上記①から④までを満たせば、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

なお、被保険者が産前産後休業、育児休業を取得する場合は、年金事務所に申請することで、本人分・事業主分共に休業中の社会保険料が免除されます。

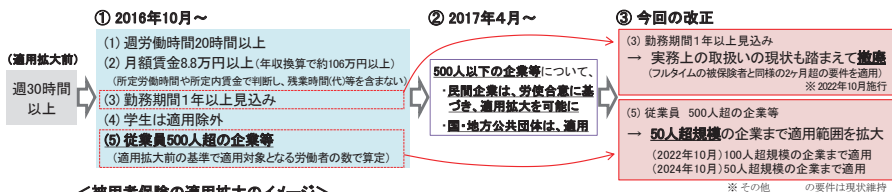
なお、被保険者の範囲は今後、段階的に拡大される予定です。すなわち、多様な就労を年金制度に反映するため、被用者保険の適用拡大が令和4年10月に実施されます。

具体的には、パートタイム労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件（現行、従業員数500人超）を段階的に引き下げ、令和4年10月に100人超規模、令和6年10月に50人超規模とします。賃金要件（月額8.8万円以上）、労働時間要件（週労働時間20時間以上）、学生除外要件については現行のままとし、勤務期間要件（現行、1年以上）については実務上の取扱いの現状も踏まえて撤廃し、フルタイムの被保険者と同様の2か月超の要件を適用することとします。さらに、強制適用の対象となる5人以上の個人事業所の適用業種に、弁護士、税理士等の士業が追加されます。

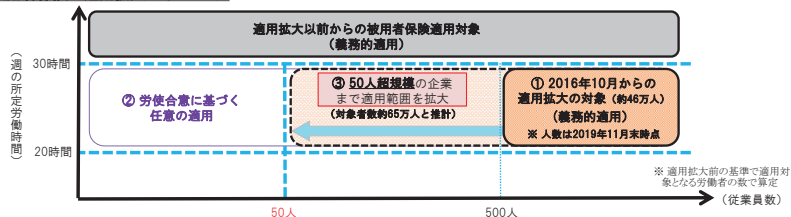
短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の概要

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていくことが重要。

- ①（2016年10月～）500人超の企業で、月収8.8万円以上等の要件を満たす短時間労働者に適用拡大。
- ②（2017年4月～）500人以下の企業で、労使の合意に基づき、企業単位で、短時間労働者への適用拡大を可能とする。（国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする）
- ③ 今回の改正では、50人超規模の企業まで適用範囲を拡大。（500人超（現行）→100人超（2022年10月）→50人超（2024年10月））



<被用者保険の適用拡大のイメージ>



引用：厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00006.html)

3. 「4分の3基準」を満たさない場合

パートタイム労働者が社会保険の被保険者とならず、かつその配偶者が被保険者となっている場合、原則として、労働者の年収が130万円未満であれば、健康保険は被扶養者扱い、国民年金は第3号被保険者（本人負担なし）となります。

年収が130万円以上であれば、国民健康保険の被保険者となり、かつ20歳以上60歳未満であれば国民年金の第1号被保険者になります。

社会保険の適用要件（パートタイム労働者の配偶者が雇用されている場合）

資格要件	所定労働時間	4分の3基準を満たす者 又は 5要件全てを満たす者	4分の3基準満たさない者であり、かつ5要件を満たさない者		
	年収		原則として年収が130万円 [180万円(注1)] 未満	原則として年収が130万円 [180万円(注1)]以上	
適用	医療保険	健康保険等被用者保険の被保険者	(家族が健康保険等被用者保険に加入している場合)健康保険等被用者保険の被扶養者	(家族が健康保険等被用者保険に加入していない場合)国民健康保険の被保険者	国民健康保険の被保険者
	年金	厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者(国民年金の第2号被保険者)(注2)	(配偶者が厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者の場合) 厚生年金保険等被用者年金保険の被扶養配偶者(国民年金の第3号被保険者)(注2)	(配偶者が厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者でない場合) 国民年金の第1号被保険者(注2)	国民年金の第1号被保険者(注2)

(注1) 認定対象者が60歳以上の者である場合(医療保険のみ)、または、おおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合。

(注2) 対象となるのは、第1号被保険者が20歳以上60歳未満、第2号被保険者が70歳未満(厚生年金の場合)、第3号被保険者が20歳以上60歳未満の者です。

※ 健康保険料 [全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)] (令和2年9月分～)

月額 (東京都)	標準報酬月額額の9.87%(労使折半) [介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)は、介護保険料率(1.79%)が加わり、11.66%となります。]
-------------	---

※ 厚生年金保険料 (令和2年9月分～)

保険料月額(一般被保険者)	標準報酬月額額の18.300%(労使折半)
賞与に係る保険料(一般被保険者)	標準賞与額の18.300%(労使折半)

詳しくは、最寄りの年金事務所、加入している健康保険組合、
全国健康保険協会(協会けんぽ) 東京支部(03-6853-6111)へお問い合わせください。